



# 鳥取県公報

平成 31 年 1 月 25 日 (金)  
号外第 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（1）（人事企画課）・・・ 3

=====公布された条例のあらまし=====

◇職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設について定めた規定中引用する学校教育法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

# 条 例

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第 1 号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第 4 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第 7 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第 4 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第 4 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>

### 附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。